

泊発電所 3 号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表 (説明スケジュール等)

令和6年12月24日
北海道電力株式会社

(説明スケジュール等)

ID	No	指摘事項の内容	審査会合日	対応状況	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	回答予定時期
21 08 26 - 02	1	耐震設計方針及び耐津波設計方針の説明に先立って、以下のとおり対応すること。 ・耐震設計方針及び耐津波設計方針については、基準地震動及び基準津波の策定結果を反映したまとめ資料を提出すること ・地下水位の設定及び地盤の液状化に係るまとめ資料については、基準地震動の策定結果の影響を受けない範囲を先に提出すること ・まとめ資料は、最新の審査実績を踏まえた十分な内容とすること	R3.8.26	本日 回答		耐震設計方針（地下水位の設定および地盤の液状化含む）及び耐津波設計方針については、先行の最新審査実績並びに基準地震動及び基準津波の策定結果を踏まえたまとめ資料を提出し、審査会合にて説明した。		
21 08 26 - 03	2	まとめ資料（耐震・耐津波設計方針に係るものを除く）は、最新の審査実績を踏まえた十分な内容とすること。	R3.8.26	本日 回答		耐震・耐津波設計方針に係るものを除くまとめ資料について、先行の最新審査実績を踏まえたまとめ資料を提出し、審査会合にて説明した。		
21 08 26 - 04	3	審査工程上のクリティカルパスとなる審査項目を踏まえ、適切な説明スケジュールを検討するとともに、審査に十分な資料を提出すること。また、必要な場合には体制を強化した上で、説明可能時期についてスケジュールを守ること。	R3.8.26	本日 回答		審査工程上のクリティカルパスとなる審査項目及びスケジュールについて、「残されている審査上の論点とその作業方針および作業スケジュールについて」として提示するとともに、まとめ資料等の審査資料を提出し、審査会合にて審査いただいた。スケジュールについては、説明可能時期を守れるよう体制強化も実施して対応するとともに、審査進捗を踏まえ、説明可能時期を適宜再設定しつつ、審査会合にて説明した。		

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

(説明スケジュール等)



ID	No	指摘事項の内容	審査会合日	対応状況	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	回答予定時期
22 03 03 - 09	4	審査の全体工程を管理する上で、クリティカルパスに関連する審査項目の相互の関係を踏まえ、自然ハザード側も含めてクリティカルパスに関する論点を自ら抽出した上で、論点が審査工程に与える影響と論点の重要度（審査実績のない評価等）に応じて対応方針を検討し、全体工程の管理などのマネジメントを行うことが重要との認識を事業者と共有したが、そのようなマネジメントがこれまで出来ていない原因を踏まえて適切にマネジメントを行うこと。また、クリティカルパスへの影響の度合いに応じた工程管理、調達管理、資料準備、体制強化を図るなど適切なマネジメントを行い、同じような工程変更が繰り返されないようにすること。	R4.3.3	本日 回答		全体工程を管理するため、ハザード側プラント側のクリティカルパスおよび審査の関係性を示す資料として、「残されている審査上の論点とその作業方針および作業スケジュールについて」として示すとともに、審査進捗を踏まえ、スケジュールの変更はあったものの、スケジュールが達成できるよう、工程管理、調達管理、資料準備、体制強化に関するマネジメントを行った。		
22 03 03 - 10	5	論点の抽出など大きな課題の抽出に欠けている部分があれば、より慎重に、先行審査の実績を踏まえた泊の特徴を把握し、適切に審査に対応すること。	R4.3.3	本日 回答		先行審査実績を踏まえた泊の特徴を踏まえ、論点を網羅的に抽出するとともに、耐津波設計方針における燃料等輸送船の対応など、適宜論点として抽出し、審査会合にて説明した。		
22 03 31 - 01	6	資料2-2のNo.22の防潮堤の平面線形形状の決定に影響する事項について、「根拠も含めた網羅的な整理を実施し」としつつ「少なくとも以下を含めて説明する」と表現されており、網羅的な整理がなされないような表現になっているが、影響する事項は漏れなく整理して説明すること。	R4.3.31	回答済	R6.10.17	【『泊発電所3号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（第5条 津波による損傷の防止（耐津波設計方針））』にて以下のとおり記載】 防潮堤の平面線形形状(海側線形)の決定にあたり影響する事項を網羅的に整理し、第1063回審査会合(令和4年7月28日開催)において説明した。	第1063回審査会合 資料2-1-1『泊発電所3号炉 防潮堤の設計方針について(防潮堤平面線形形状(海側線形)に係る指摘事項回答)』 第1288回審査会合 資料2-2-4『泊発電所3号炉 耐津波設計方針に係る指摘事項回答』p.17	

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

(説明スケジュール等)



ID	No	指摘事項の内容	審査会合日	対応状況	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	回答予定時期
22 03 31 - 02	7	資料2-3の作業スケジュールにおいて、今回示されたクリティカルパスは、説明スケジュール上でのクリティカルパスであり、論点に対するコメント回答等は含まれていないと認識しているが、今後の審査の進展に応じて、どの審査項目がクリティカルパスになるかについて常に注意を払いつつ、クリティカルパスの審査期間の中に他の審査項目が収まるように工程管理を行い、効率的な審査となるようにすること。	R4.3.31	本日 回答		「残されている審査上の論点とその作業方針および作業スケジュールについて」において、コメント回答期間についても適切に反映するとともに、クリティカルパスとなる審査項目について注意を払いつつ、クリティカルパスの審査期間の間に他の審査項目について審査いただけるよう、効率的なスケジュール管理を行った。		
22 03 31 - 03	8	入力津波に係る解析がクリティカルパスの中で重要な部分を占めているため、耐津波設計方針を説明する際には、入力津波の方針等ある程度説明し、今回どこまで説明するのか、今後何についてどこまで説明するのかを最初に明らかにしておくことが重要。その意味で、審査のプロセスを効率的に進めるためにどのような取り組みができるかを今一度検討すること。	R4.3.31	回答済	R6.10.17	【『泊発電所3号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（第5条 津波による損傷の防止（耐津波設計方針））』にて以下のとおり記載】 入力津波に係る解析がクリティカルパスとなっていることを踏まえ、耐津波設計方針の内、入力津波の評価方針等をあらかじめ説明する等、解析に手戻りが生じないようスケジュール管理を行った。	第1288回審査会合 資料2-2-4『泊発電所3号炉 耐津波設計方針に係る指摘事項回答』p.17	
22 03 31 - 04	9	特に防潮堤の設計については他の発電所でも慎重に時間をかけて審査し、実績も積まれてきているので十分参考になると考えられるため、今後の審査の対応で十分検討すること。	R4.3.31	回答済	R6.10.17	【『泊発電所3号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（第5条 津波による損傷の防止（耐津波設計方針））』にて以下のとおり記載】 防潮堤の設計については、先行審査実績も踏まえた検討を行い、第1223回審査会合(令和6年2月1日開催)において防潮堤の構造成立性評価結果を説明した。	第1223回審査会合 資料1-1-1『泊発電所3号炉 防潮堤の構造成立性評価結果及び指摘事項に対する回答』 第1288回審査会合 資料2-2-4『泊発電所3号炉 耐津波設計方針に係る指摘事項回答』p.17	

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

(説明スケジュール等)

ID No	指摘事項の内容	審査会合日	対応状況	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	回答予定時期
220623-04	① 令和3年10月に提出された耐震設計方針及び耐津波設計方針を除く設計基準対象施設及び重大事故等対処施設並びにバックフィットのまとめ資料について、先行の審査実績が一部反映されていないことから、第997回審査会合（令和3年8月26日）でも指摘したとおり、例えば、次の点に留意するなど、最新の審査実績を踏まえた十分な内容とした審査資料を提出すること。 ▷ 6条（外部からの衝撃による損傷の防止）、8条（火災による損傷の防止）、9条（溢水による損傷の防止）等、先行BWRの審査において、防護対象の選定に係る考え方が整理されていること。 ▷ 特に8条に関しては、平成31年2月13日の原子力規制委員会で決定された「火災感知器の設置要件等に係る関係審査基準の改正」に係る先行プラントの設工認の審査状況を踏まえ、許可において説明すべき事項がないか確認すること。	R4.6.23	回答済	R4.7.28	耐震設計方針及び耐津波設計方針を除く設計基準対象施設及び重大事故等対処施設並びにバックフィットに係る審査資料は、左記ご指摘の例示の点も踏まえ、最新の先行プラントにおける審査実績を網羅的に反映した資料を、本日提示したスケジュールに基づき順次提出する。 左記ご指摘の例示については、それぞれ以下の対応に基づき審査資料に反映することとし、その他留意すべき点についても同様に反映していく。 ▷ 6条、8条、9条において、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」に定める安全機能に基づいて防護対象を選定したうえで、想定する自然事象、外部人為事象、内部事象（内部溢水、内部火災）について設置許可基準規則の解釈、審査基準、評価ガイド等を参照、各事象による施設影響の特徴を考慮し、各事象の防護対象を決定している。資料提出に際しては、先行BWRの審査において整理されている防護対象の選定に係る考え方を確認のうえ調整を図る。 ▷ 8条に関しては、平成31年2月13日の原子力規制委員会で決定された「火災感知器の設置要件等に係る関係審査基準の改正」に係る先行プラントの設工認の審査状況を注視し、設置許可段階で説明する事項がないか確認を実施している。		
220623-05	② 審査工程上のクリティカルパスとなる耐津波設計については、現実的な作業スケジュールを検討すること。その上で、耐震設計及び耐津波設計を除く設計基準対象施設及び重大事故等対処施設並びにバックフィットに係る審査項目については、例えば、次の点に留意するなど、効率的に審査を進めるための説明順と説明時期を検討し、審査項目ごとの審査資料提出時期、説明開始可能時期、説明終了目標時期を含む具体的な計画を7月中に審査会合で示すこと。 ▷ 「審査項目ごとの審査資料提出時期」は、社内で認識を合わせた上で、実現性のある提出時期を定めること。 ▷ 「説明可能開始時期」の設定にあたっては、DB/SA/BFの論点および新規説明事項を明確にするとともに、先行の審査実績を踏まえ、効率的に審査を進めるための説明順を検討すること。 ▷ 「説明終了目標時期」は、先行の審査実績を踏まえるとともに、安易な計画の後ろ倒しに陥らぬように、事業者として具体的な説明終了目標時期を定めるなどして現実的な作業スケジュールを作成すること。	R4.6.23	回答済	R4.7.28	耐津波設計については、先行プラントの審査において論点説明に要した期間、また、基準津波策定前から方針等を先行して説明させていただくことも踏まえ、改めて当社が現実的と考える作業スケジュールを設定した。 耐震設計及び耐津波設計を除く設計基準対象施設及び重大事故等対処施設並びにバックフィットに係る審査項目については、下記の取り組みに基づき審査会合を要すると想定している項目について審査資料提出時期、説明開始可能時期、説明終了目標時期を含む具体的な計画を、審査会合を要しないと想定している項目については審査資料提出時期を設定した。 ✓ 審査資料は最新の審査実績が反映されていることを作成担当者および責任者が改めて確認することとし、確認および提出に向けた事務作業に要する期間も含めた上で、実現できる時期を設定した。 ✓ 各条文および審査項目の審査資料は、先行プラントとの比較を行った資料の冒頭に当社が考える論点および新規説明事項を掲載し、最新の審査実績を参考に説明内容の軽重や説明時期の分散を考慮し、適切な説明期間を設定した。その上で、クリティカルパスとなる耐津波設計の審査期間が終了するまでにこれらの説明を終了したいと考える時期を設定した。	第1055回審査会合 資料2-2-1『泊発電所3号炉残されている審査上の論点とその作業方針および作業スケジュールについて』	

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

(説明スケジュール等)

ID	No	指摘事項の内容	審査会合日	対応状況	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	回答予定時期
22 07 28 - 05	12	① バックフィットに係る審査項目については、プラント側の審査項目の確認を踏まえた対応となるため、効率的に進められるよう検討すること。 例えば、有毒ガス防護の審査項目では、本体施設の新基準適合性に係る設置許可基準規則第26条、第34条等の確認が前提にあり、その内容を踏まえて確認を行う必要があるため、必要に応じて説明開始時期等を検討すること。	R4.7.28	本日 回答		バックフィットに係る審査項目については、プラント側の審査項目の確認を踏まえた対応となるため、本体施設の確認後に説明開始時期を設定し、審査会合にて説明した。		
22 07 28 - 06	13	② 今後は、作業スケジュールに基づき審査準備を進めていくことが重要であるものの、スケジュールに変更や修正が必要になった場合、又は提出された審査資料の事実確認を行っていく段階で論点が生じた場合には、速やかな対応及び調整ができるように努めること。	R4.7.28	本日 回答		スケジュールに変更や修正が必要になった場合及び新たな論点が生じた場合には、速やかな対応及び調整を行うとともに、適宜「残されている審査上の論点とその作業方針および作業スケジュールについて」に反映し、管理を行った。		
22 10 25 - 07	14	⑦ 提出されている審査資料は、事業者が審査側に適合性を説明する資料となっておらず、審査側が適合性に十分な資料であるか、判断根拠を採さなければならぬような資料になっている。先行審査実績の反映等、しっかりとした資料作成を行った上で、提出すること。	R4.10.25	本日 回答		まとめ資料等の審査資料について、改めて先行審査実績を確認し、必要な事項について取り込んだまとめ資料等を作成・提出し、審査会合にて説明した。		
22 12 06 - 20	15	⑩ 本年11月までに4回に分けて提出された審査資料については、10月25日及び本日の審査会合での指摘事項も踏まえて、最新の審査実績を反映するとともに、適合性を説明する資料としてしっかりと資料を作成し、再度提出すること。	R4.12.6	本日 回答		まとめ資料等の審査資料について、改めて先行審査実績を確認し、必要な事項について取り込んだまとめ資料等を作成・提出し、審査会合にて説明した。		
23 01 24 - 04	16	④ 令和4年10月25日、12月6日及び本日の審査会合での指摘事項も踏まえて、最新の審査実績を反映するとともに、適合性を説明する資料としてしっかりと資料を作成し、再度提出すること。	R5.1.24	本日 回答		まとめ資料等の審査資料について、改めて先行審査実績を確認し、必要な事項について取り込んだまとめ資料等を作成・提出し、審査会合にて説明した。		
23 01 24 - 05	17	⑤ 準備状況の遅れから審査資料の提出時期を見直したものが散見されるが、見直した予定よりも早期に準備ができたものについては、順次資料を提示し説明すること。	R5.1.24	本日 回答		提出時期を見直したまとめ資料等の審査資料の内、予定よりも早期に準備ができたものについては、順次資料を提示し説明した。		

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

(説明スケジュール等)

ID	No	指摘事項の内容	審査会合日	対応状況	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	回答予定時期
23 01 24 - 06	18	⑥ 昨年11月末までに提出された審査資料については、これまでの審査会合で指摘しているように最新の審査実績を踏まえたものとなっていない。修正後の資料として、今回の審査会合の項目である内部火災を含め、外部事象、内部漏水については、基本方針のみの提出であり、妥当性を判断するための補足説明資料の提出が3月となっている。再三の指摘にはなるが、速やかに資料を作成し、提示できるよう改善すること。	R5.1.24	本日 回答		まとめ資料等の審査資料について、妥当性を判断するための補足説明資料についても順次作成・提出し、審査会合にて説明した。		
23 01 24 - 07	19	⑦ 基準地震動及び基準津波の策定が遅れる見通しについては、昨年12月には判明していたにもかかわらず、2月下旬まで新たな作業スケジュールが提示できないことは、判断が極めて遅く、また、結果的に9月末までに審査を終えるという目標の判断を先延ばしすることになり、組織的な対応として大きな問題がある。このような状況が続くと、プラント側の審査を継続する必要性に疑問が生じるため、組織として審査に臨む姿勢等について再確認すること。	R5.1.24	本日 回答		スケジュールに遅れが生じる可能性がある際には、遅れが生じないよう適切にマネジメントを行うとともに、スケジュールの変更が必要となった際には、速やかに「残されている審査上の論点とその作業方針および作業スケジュールについて」に反映し、説明を行った。		
23 02 - 17	20	⑩ 令和4年10月25日、12月6日及び本日の審査会合での指摘事項も踏まえて、最新の審査実績を反映するとともに、適合性を説明する資料としてしっかりとした資料を作成し、再度提出すること。	R5.2.2	本日 回答		まとめ資料等の審査資料について、改めて先行審査実績を確認し、必要な事項について取り込んだまとめ資料等を作成・提出し、審査会合にて説明した。		
23 02 - 10	21	⑩ 令和4年10月25日、12月6日及び本日の審査会合での指摘事項も踏まえて、最新の審査実績を反映するとともに、適合性を説明する資料としてしっかりとした資料を作成し、再度提出すること。	R5.2.28	本日 回答		まとめ資料等の審査資料について、改めて先行審査実績を確認し、必要な事項について取り込んだまとめ資料等を作成・提出し、審査会合にて説明した。		
23 02 28 - 12	22	⑫ ハザード側の確定を待たずに前提条件を明記した設計方針を示すことが可能なものについて、ハザード側の確定を待ってから設計方針を示しているものが9条以外の条文にもないか、改めて北海道電力として精査し、その上で、4条、5条以外の条文については、ハザード側の審査の遅れに引きずられることなく、できるだけ早く資料をまとめ説明が行えるように対応すること。	R5.2.28	本日 回答		ハザード側の確定を待たずに設計方針を示せる条文についてもまとめ資料等の審査資料を作成・提出し、審査会合にて説明した。		

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

(説明スケジュール等)



ID No	指摘事項の内容	審査会合日	対応状況	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	回答予定時期
23 03 16 - 06	23 ⑥ 令和4年10月25日, 12月6日及び本日の審査会合での指摘事項も踏まえて, 最新の審査実績を反映するとともに, 適合性を説明する資料としてしっかりとした資料を作成し, 再度提出すること。	R5.3.16	本日 回答		まとめ資料等の審査資料について, 改めて先行審査実績を確認し, 必要な事項について取り込んだまとめ資料等を作成・提出し, 審査会合にて説明した。		
23 03 30 - 03	24 ③ 令和4年10月25日, 12月6日及び本日の審査会合での指摘事項も踏まえて, 最新の審査実績を反映するとともに, 適合性を説明する資料としてしっかりとした資料を作成し, 再度提出すること。	R5.3.30	本日 回答		まとめ資料等の審査資料について, 改めて先行審査実績を確認し, 必要な事項について取り込んだまとめ資料等を作成・提出し, 審査会合にて説明した。		
23 03 30 - 05	25 ⑤ 引き波時における冷却に必要な海水の確保について, 一時的な水位上昇による水位回復を見込まない貯留堰を下回る時間の評価と, 一時的な水位上昇による水位回復を見込んで実施する管路解析による水位の詳細な評価の二つのうち, 設計としてどちらを基準適合上の評価とするのか, 速やかに資料を用いて説明すること。	R5.3.30	回答済	R5.4.27	【『泊発電所3号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表(第5条 津波による損傷の防止(耐津波設計方針))』にて以下のとおり記載】 「一時的な水位上昇による水位回復を見込まない貯留堰を下回る時間の評価(貯留堰の容量の比較)」は, 一時的な水位上昇による水位回復を見込まないことで保守性を有する評価方法と考えられることから, 耐津波設計における基準適合上の評価方法として選定する。	第1141回審査会合 資料2-8-1『泊発電所3号炉耐津波設計方針について(引き波時の評価に係る指摘事項回答)』	
23 04 13 - 02	26 ② 令和4年10月25日, 12月6日及び本日の審査会合での指摘事項も踏まえて, 最新の審査実績を反映するとともに, 適合性を説明する資料としてしっかりとした資料を作成し, 再度提出すること。	R5.4.13	本日 回答		まとめ資料等の審査資料について, 改めて先行審査実績を確認し, 必要な事項について取り込んだまとめ資料等を作成・提出し, 審査会合にて説明した。		
23 05 25 - 04	27 ④ 令和4年10月25日, 12月6日及び本日の審査会合での指摘事項も踏まえて, 最新の審査実績を反映するとともに, 適合性を説明する資料としてしっかりとした資料を作成し, 再度提出すること。	R5.5.25	本日 回答		まとめ資料等の審査資料について, 改めて先行審査実績を確認し, 必要な事項について取り込んだまとめ資料等を作成・提出し, 審査会合にて説明した。		

* : 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。